平成２３年（フ）第２９１４号
東京都渋谷区東２丁目25―36―1017
債務者　佐藤　聖一
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２９６０号
東京都足立区江北１丁目11―７　中村方
債務者　迫田　　大
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２９８０号
東京都立川市柏町３丁目23―１―326
債務者　増田　　聡
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０２３号
神奈川県横浜市中区野毛町２丁目81―202
債務者　小林　美香
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０８７号
東京都江東区北砂５丁目20―４―620
債務者　大越　　昇
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３０号
静岡市清水区宮加三183番地の13　フルール・ド・メゾン302、旧住所浜松市天竜区二俣町二俣166番地の１
債務者　高橋　吉子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４０７号
神奈川県藤沢市辻堂東海岸１丁目１番18号
債務者　小風　裕子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９８号
東京都昭島市緑町２丁目１番13―307号
債務者　杉田由紀子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７９９号
大阪市東淀川区大桐２丁目13番26号　寿ハイツ105号
債務者　柗岡　　仁（旧姓名取）
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３００３号
東京都練馬区豊玉北５丁目25―10―301
債務者　飛田　明美
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０３６号
東京都東村山市本町１丁目11―67
債務者　山本　勇樹
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５号
静岡市清水区新緑町７番２号　コーポＢＥＬＬ　Ⅰ―201号、旧住所静岡市清水区三保3287番地の１　ローズハウス201号
債務者　川越留美子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０７号
静岡市駿河区丸子新田220番地の９
債務者　前島　良枝
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２２号
静岡市駿河区下島134番地の１　サンハイム登呂Ａ―108号、旧住所静岡県焼津市大村２丁目25番地の７　グランシャリオⅢ201
債務者　園　由香理
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５３号
島根県江津市都野津町410番地８、前住所島根県浜田市上府町イ2690番地
債務者　髙見　裕子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部